

平成 26 年 1 月 11 日

環境省福島環境再生事務所
所長 大村 卓 殿

除染工事における実情と管理体制等報告書について

鹿島建設株式会社
富岡町拠点施設緊急除染工事事務所長
(鹿島広野除染総合事務所内)
[REDACTED]
事務所 TEL [REDACTED]
携帯 TEL [REDACTED]

先般、依頼されました当該除染工事における標記の内容について、報告書を提出いたしましたので、ご査収の程、お願い申し上げます。

記

工事名称 : 平成 24 年度(平成 23 年度繰り越し)富岡町緊急除染工事
(富岡町スポーツセンター・除染工事)
場 所 : 福島県双葉郡富岡町小浜地内
工 期 : 平成 24 年 8 月 30 日～平成 25 年 3 月 15 日
契約金額 : 金 412,650,000 円 (うち消費税の額 19,650,000 円) 第 1 回変更

平成 24 年度(平成 23 年度繰り越し)富岡町緊急除染工事
(富岡町スポーツセンター除染工事)

除染工事における実状と管理体制等報告書

平成 25 年 1 月 11 日

鹿島建設株式会社 東北支店

目 次

	Page
1) 現在までの除染工事に関する実状について……………	1
2) 打合せ・指示・連絡周知のしくみについて……………	2
3) 施工体系図……………	8
4) 緊急時連絡表……………	9
5) 添付資料	
5) -1 抱点（工事事務所）の説明写真……………	10
5) -2 (打合せ・周知) 朝礼・昼礼・夕礼の状況写真……………	11
5) -3 第三者対応安全看板等の写真……………	12
5) -4 第三者対応のLED放射線測定表示器の設置状況……………	14

1) 現在までの除染工事に関する実状について

次頁に記載した体制の元で、過去の記録を確認した事実関係は下記の通りです。

1) -1. 現時点において、トラブルや災害・事項等について

→発生しておりません。

1) -2. 現時点において、富岡町及び第三者からのクレームや要望等について

→そのような情報はありません。

1) -3. 除染で発生した廃棄物の処理について

→除去した廃棄物は、所定のフレコンバッグ（1m³）に作業と並行して詰め、一旦仮置きした後に、一時保管場所であるスポーツセンター内の野球場のグラウンドに逐次運搬しています。現在の状況としては、フレコンバッグの定置作業は始まつたばかりです。なお、草木類については、最終的に破碎してからフレコンバッグに詰め込むので、現在は、場内のサブグランド内的一部に仮置きしています。

1) -4. 除染に伴い発生した水処理について

→作業箇所の近くの下流側の水路や集水井にて排水ポンプで排水してタンクに貯留し、またはパキュー車にて吸引して、仮設水処理設備までパキュー車で運搬します。その汚染水は、凝集沈殿処理してから、上澄み水を探水し、放射性物質の分析（基準以下の検査）をしてから放流しています。

1) -5. その他

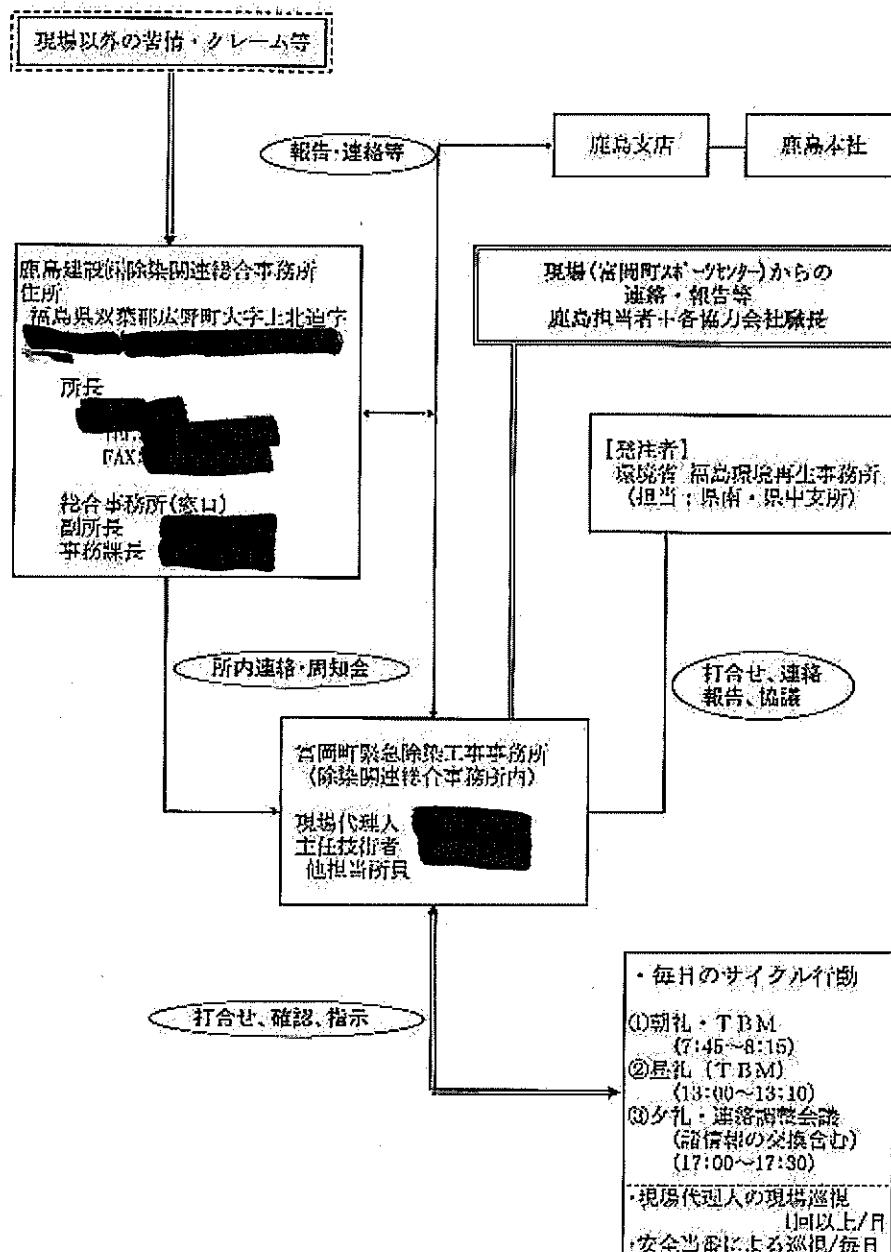
5-1. 平成24年11月1日に駐車場のトイレの所にあったゴミ箱が強風で倒れ、ゴミが散在しましたが、即片付けしました。尚、そのゴミについてでは、除染工事前から入っていたものです。

5-2. 平成24年12月12日から現在まで、野球場西側の出入口において、除染後の作業ですが、運搬等のトラックのタイヤに土がついてアスファルト舗装面を一部汚すことがありましたが、高圧洗浄機で適時、洗浄しています。尚、その土砂については、人力で集積しフレコンバッグに入れます。

2) 打合せ・指示・連絡周知のしくみについて

苦情や不適切な作業等があった場合には、下記の体制で対応しています。

現場以外の苦情・クレーム等については、総合事務所の窓口に一元化しており、その情報を記録します。また、現場で不適切な作業等があった場合には、毎日の朝礼・昼礼・夕礼で報告・確認し、その情報については作業間連絡調整記録に記録します。その内容の度合いによっては、支店（上木部）に報告後、最終的には本社（上木管理本部）まで報告されることになっています。



【鹿島建設・社内の仕組み】

不適合（品質:Q・安全:S・環境:E）の管理について、以下のような会社のシステム(ISO)で対応することになっています。

【土木工事管理要領(全社土木部門共通)】 2012年版(2012年4月1日改定)からの抜粋(P8~P7)

2-3 不適合品・不適合の管理及び是正処置

2-8-1 不適合品(Q) 及び不適合 (Q・S・E) の管理

I. 目的

工事事務所長は、不適合製品が誤って使用されたり、引渡されることを防ぐために、以下を実施する。

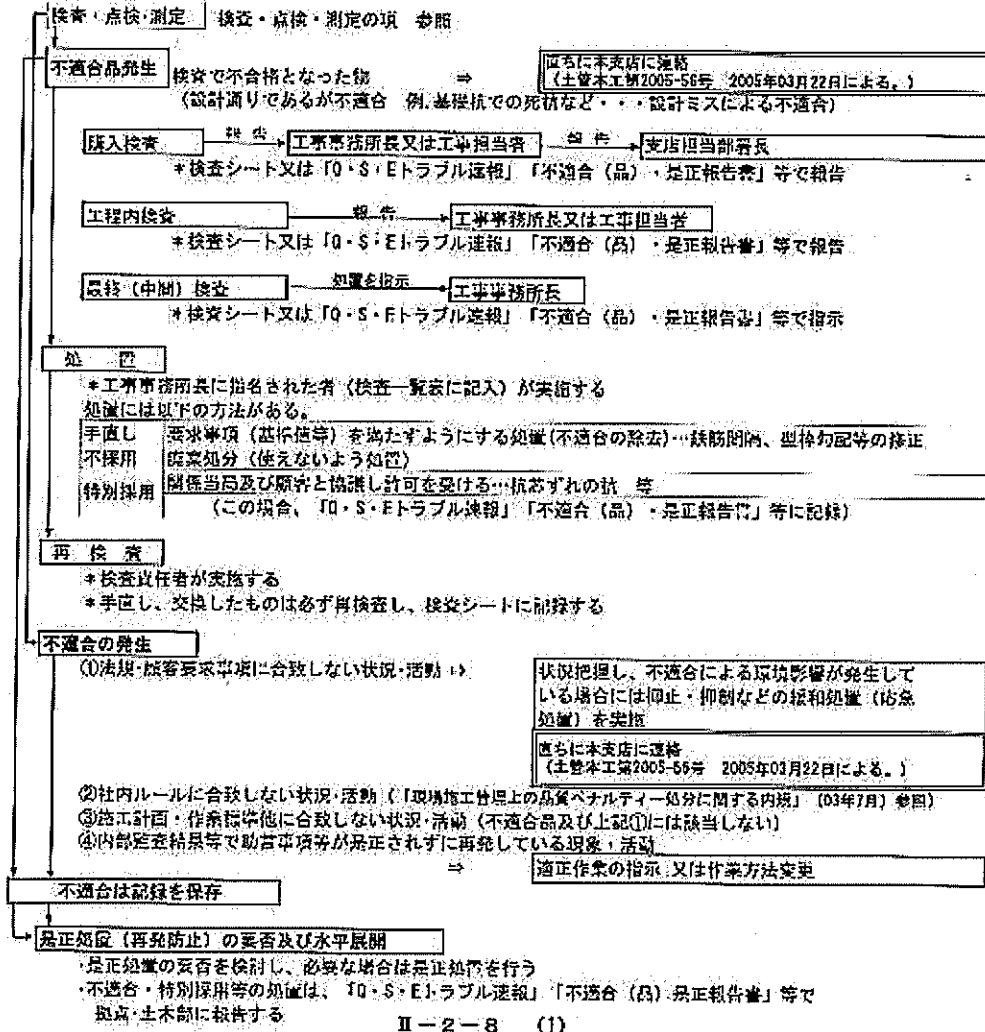
- ・不適合品の内容確認の責任および処置の権限を検査一覧表に定める。
 - ・不適合品が発生したら説明(開封)する。
 - ・不適合品とは検査で不合格になったものでその処置は①返送し②特別採用③不採用のいずれかとし、手順は前述再実行する。

・不適合とは、
①法及び監査官のその他要求事項（ＱＳＥに関する）に合致しない状況・活動が発生した場合
②監査官の作業と指揮（ＱＳＥに関する）に合致しない場合・統計的不適合を除くと監査出力に記載

その処置として所長の判断に委づき、発生時に木支店に連絡するとともに、適切な是正措置を行い再発を防止する。
＊ここで扱う不適合は、日常的に起こり得るもので、それが以前よりはるかに多く「既往不適合」を示す。

ここで扱う个細言は、日常的に起こり得るもので、それ以外のものは次節2-9「深刻事態対応」で扱う。

II. 全体フロー



2-8-2 不適合品及び不適合の是正処置（再発防止）

目的

- 工事事務所長は、不適合（品）の是正処置（再発防止）として、以下を実施する。
- ①多発する苦情や社会的影響の大きい苦情、不適合（品）があった場合、原因調査を行い記録する。
(苦情は記録を残すとともに、件数を算出し報告する。)
 - ②原因を除去するために、是正処置（再発防止）を決定・実施する。
 - ③処置の効果を確認する。
 - ④処置の結果を工事管理部長に報告する。工事管理部長は必要に応じて本社に報告する。
 - ⑤再発防止が確認され、本社の水平展開が必要である是正処置は、予防処置として扱う。

* **重大な不適合（品）**とは、下記の要件にあてはまるものを指す。

- ①当社の品質レベルから見て、許容できない成績品であり、会社に多大な損害を与えた場合。
- ②施工中の品質上の課題に対し、不改善な対応により、客先の信頼を損ない、会社に多大な損害を与えた場合。
- ③行政の文書による警告・命令・指名停止等を受けた場合。

(2003年7月17日制定「現場施工管理上の品質ペナルティ制度に関する内規」で、対象とする品目トラブルとして規定)

(内部監査における不適合の重大・軽微の判断基準については、土木工事管理要領(2-2 内部監査における不適合抽出の場合の重大/軽微の判定基準)を参照)

実施要領

(1) 是正（再発防止）処置

・修正、是正処置についての検討説明

修正処置:検出された不適合を除去するための処置。
是正処置:検出された不適合又はその未検出された

苦情・不適合（品）発生

・検査不合格、法規・顧客要求事項に違反、施工計画・作業標準値と不一致等

必要に応じて应急処置を実施

是正（再発防止）処置の要否を決定

*重要度、経済性等を考慮して、工事事務所長が修正又は是正処置を判断する。

支店又は本店

再発防止対策の検討

→工事管理部長と協議

自
部
署
で
実
施

土木部長又は/及び土木管理本部土木工務部長に支援を要請

必要な場合、委員会等で検討

・眞の原因を究明、対策の検討

検討書作成と対策の実施

*原因究明、対策検討、実施・効果の確認 → 標準・要領等の改定、制定・周知

「検討書・実施結果」の整理 又は「不適合（品）・是正報告書」の作成

是正処置の手順・結果の確認（工事事務所長）

土木工事管理部長

是正処置の手順・結果の確認及び本支店関連部署への水平展開の可否決定およびMrevに報告

土木工務部長、工事管理部長

是正処置の内容を確認 及び本支店関連部署への水平展開の可否決定

問		返	書	式	
検査一覧表（添付6-1）	株式	I-O-S-E	トラブル達報	（II-2-9 (6))	例
添入検査シート（II-2-4 (3))	株式	苦情受付票	（I-6-12)		例
		不適合（品）・是正報告書	（II-2-8 (3))		例
		是正報告書（現場バトロール用）	（I-2-10)		例

[2011.04改訂]

労働災害・その他災害・事故に関する関係先への報告要領(社内基準)
 (03年2月14日の担当役員通達より抜粋・追記)

1. 対象工事 :鹿島単独工事、鹿島JVep工事
2. 報告者 :原則として、工事事務所の所長
3. 報告先 :労働基準監督署、発注者、社内(支店)【警察署は含まず。】
4. その他 :社内の報告先

*第1報：緊急(死亡・重病・重大災害)の場合:

(1)支店管理部(→本社安全環境部→関係役員・部署)及び

(2)支店土木部・建築部(→土木管理本部・建築管理本部)へ

それ以外の災害は、支店管理部(→本社安全環境部→関係部長)へ

*第2報以降は、支店管理部(→本社安全環境部)に窓口を一本化【緊急の場合も同様】

*監督署へは災害等の内容により、口頭や電話(留守番電話・FAXを含む)などで迅速に連絡すること。

2004.4.1

報告先 種別	所属労働基準監督署		登録者 (官民共通)	社内	
	第1報 直ちに提出 (23号様式)	第2報 遅延の新規請求書 直ちに提出 (5号または7号様式)		直ちに報告 (II-2-9(7)参照)	直ちに報告 (II-2-9(7)参照)
死亡・重病・重大災害	直ちに提出 (23号様式) 【安衛法100、安衛則97】 【労災法13・労災則12】5号 【労災法13・18、労災則12の2・3】7号	直ちに提出 (5号または7号様式)	直ちに報告	直ちに報告 (II-2-9(7)参照)	全ての項目を入力 (翌月10日まで)
私的による死亡	直ちに報告(口頭)				特定の項目のみ入力
休業4日以上の 労働災害	遅滞なく提出 (23号様式) 【安衛法100、安衛則97】 【労災法13・労災則12】5号 【労災法13・18、労災則12の2・3】7号	3日以内に提出 (5号または7号様式)			全ての項目を入力 (翌月10日まで)
休業4日未満の 労働災害で休業 1~3日の報告	遅滞なく提出 (24号様式) 【安衛法100、安衛則97の2】 【労災法13・労災則12】5号 【労災法13・18、労災則12の2・3】7号	3日以内に提出 (5号または7号様式)		3日以内 に報告	
休業2日以上の労働 災害 (不休業者)	遅滞なく相談し、指示に 従う	3日以内に提出 (5号または7号様式) 【労災法13・労災則12】5号 【労災法13・18、労災則12の2・3】7号	工事仕様書及び要領書 に従う。記載なき場合は、監督員等に報 告し、指示に従う。		特定の項目のみ入力
本施設又は附 屬施設で火 災・隙間・損傷等 の事故が発生し た場合やクレ ン・エレベーター 等で事故が発生 した場合	直ちに提出 《事故報告書》 (22号様式) 【安衛法100、安衛則96】			直ちに報告 (II-2-9(7)参照)	特定の項目のみ入力

*「直ちに」:即時、「遅滞なく」:少なくとも1週間以内

凡例：[] は、非公開とします。

Q・S・Eトラブル速報（ただし、S（災害事故）については現行の「災害・事故速報」を使用のこと）

[第 報] [2010年〇月度] ([工木工事] · 建築工事 · その他)

支店・営業所	中部支店	連絡先電話	
工事名・JV区分 工事コード		草創・JV (構成会社)	
発注者		設計者	
請負企画		現場代理人／監理技術者	
工期	年月日～年月日	工事進捗率	
不適合区分		工程種	

発生年月日	現認年月日								
<トラブルの内容（何が、いつ、どこで、どうなったのか）> 検力、発生状況の写真または略図を添付のこと									
<p>Q・S・Eトラブル速報の記載についての注意事項</p> <p>①事業場又は附着建物で火災、爆発、倒壊等の事故が発生した場合やクレーン、エレベーター等に事故が発生した場合は、「災害・事故速報」II-2-9(7)を使用する。（主管部署〔支店安全環境部、土木部で法定〕）</p> <p>②人身事故を含まない建設公告、自然災害、交通事故等が発生した場合は、「Q・S・Eトラブル速報」II-2-9(6)を提出する。（支店土木部へ）</p> <p>③「災害・事故速報」II-2-9(7)で報告したものを、「Q・S・Eトラブル速報」II-2-9(6)で報告する場合は、速報でなくてもよい。（処置の確認までを記述する。その場合、「不適合（品）是正報告書II-2-8(3)」は省略可）</p>									
<原因と応急対策（なぜ起こったのか、どう対応するのか）記入できる範囲で>									
<応急処置の場合>									
<処置の確認>									
<工程への影響>	目 <工費への影響> 万円								
<table border="1"> <tr> <td>発注者・対応</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係官庁対応 [内川管轄者、道路管理者 警察、消防、警備署等]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報道関係の動向</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支店の窓口 (部署、会議、氏名)</td> <td></td> </tr> </table>		発注者・対応		関係官庁対応 [内川管轄者、道路管理者 警察、消防、警備署等]		報道関係の動向		支店の窓口 (部署、会議、氏名)	
発注者・対応									
関係官庁対応 [内川管轄者、道路管理者 警察、消防、警備署等]									
報道関係の動向									
支店の窓口 (部署、会議、氏名)									

注) 「VI. 工程への影響」、「VII. 工費への影響」は、完了時に報告
本社への発信は、支店土木部から土木工務部長（不在時は、安全推進部長）へ。
支店建築部から建築工務部長（不在時は、安全推進部長）へ。

2010年4月1日 改訂

支店MR	所長

不適合(品)・是正報告書

整理番号:

報告部署:	支店	工事事務所	
報告日:	年月日	報告者(所長):	
責任の所在:	□設計 □施工、○底盤 ○協力会社 ○その他()		
I. 不適合(品)の種別 (注)該当箇別に○をしてください			
(1) 大な不適合(品)として報告したもの (6) 施工において予期せぬトラブルのために工程中止期間が7日以上伸びたもの (2) 法違反(届出の提出漏れなど) (7) 近隣からのクレームなどで工程中止期間が7日以上伸びたもの (3) 段階不格となったもの(手直し・修正書等) (8) 設計に起因する不適合 (4) 自主検査基準から外れたもの (9) 施工ミスでなく施工条件、材料によるミス (5) 顧客要求事項を満足しないもの (10) その他()			
II. 不適合(品)の内容 不適合の指摘日 年月日			
(1) 顕在化した理由: ○検査・試験 ○協力会社の報告 ○顧客の指摘 ○その他() (2) 不具合の状況: (事実のみを記載)			
III. 不適合(品)の原因: 確実に再発防止がとれる内容で示すこと <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">※原因は人的ミス(ヒューマンエラー)でなく、作業手順(プロセス)や自然条件等の対応の不適切さなど</div>			
IV. 不適合(品)の処置 (2)は必ず記入のこと			
(1) 応急処置内容: 手直し、不採用、特別採用等による不適合現象の除去			
(2) 是正処置(再発防止)内容: 不適合の真の原因の除去			
(3) 是正処置(再発防止)以降の確認			
V. 不適合(品)是正のための本支店支援の要否			
(1) 要: 否 (2) 要請内容: (3) 要請先:			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">1~VIは現場で記入し 是正効果を確認した上で 支店に提出 (是正効果の確認に時間がかかる場合、効果前に提出し、 確認後に再提出する)</div>			
VI. 是正効果の確認(再検査)結果と確認後の再発防止対策である予防処置として実施			
(1) 確認日: 年月日 (2) 確認結果:			
VII. 工程への影響	日	VIII. 工費への影響	万円

土木部記入事項: 他部署への水平展開(予防処置)の要否	* 展開の要否は工管部長が判断
(1) 支店展開の要否: 要: 否	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px; height: 40px; margin-top: 5px;">本欄は土木部で記入</div>

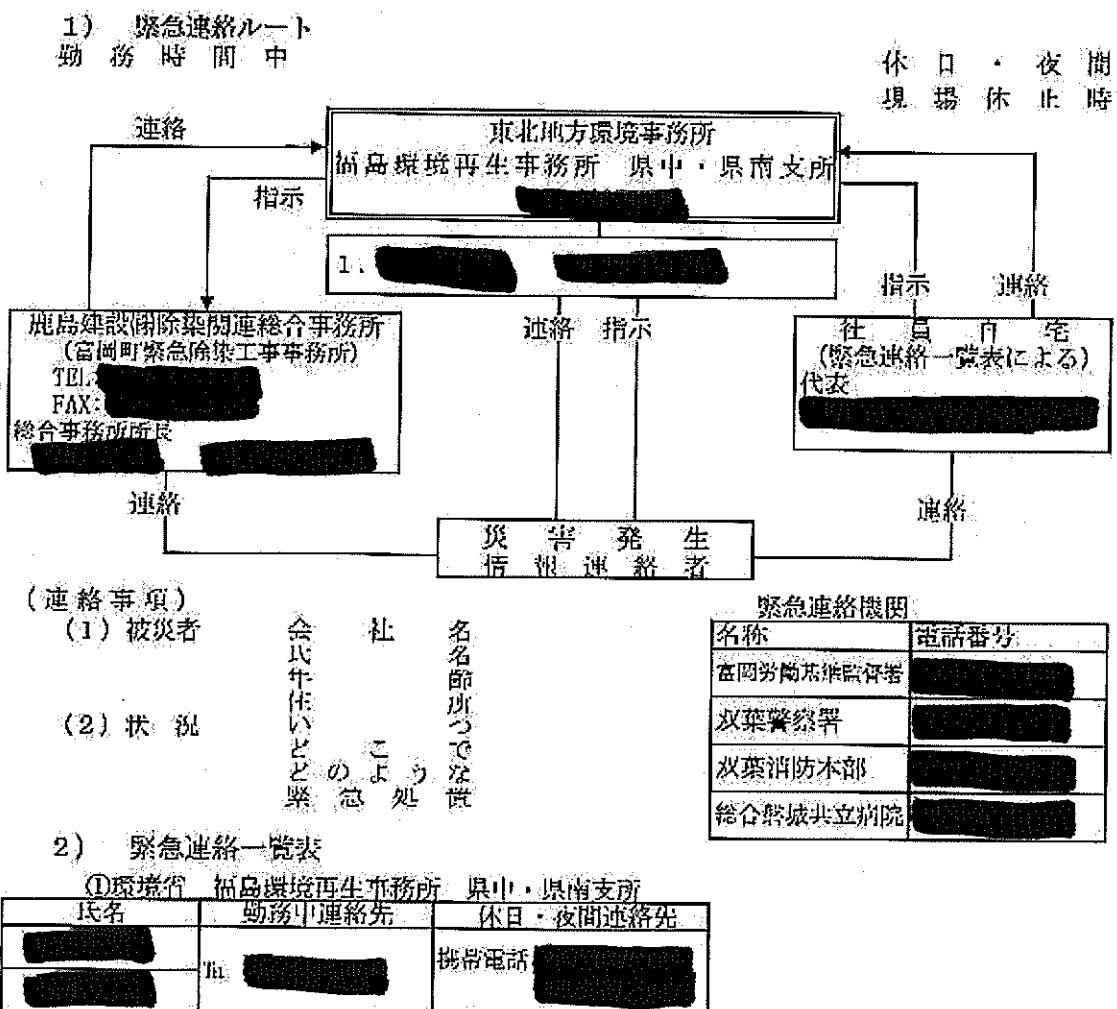
- 注1) ○、□印は該当する印内に着色
 注2) 本報告書は不適合1件ごとに作成し、支店土木部経由で土管木工務部に提出
 注3) 「VII. 工程への影響」、「VIII. 工費への影響」は、完了時に報告

制定1997.01 改定2010.04

3) 施工体系図

発注者名 [REDACTED] 工事名称 [REDACTED]	会社名 [REDACTED] 工事 平成 24年 8月 30日 平成 25年 3月 15日	(一 次) 会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.9.18～H25.3.15	(二 次) 会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.10.1～H25.3.15	(三 次) 会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.10.1～H25.3.15
会社名 [REDACTED] 会員 [REDACTED] 幹事 (A) [REDACTED] (B) [REDACTED]	会社名 [REDACTED] 工事 H24.10.1～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.10.1～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.10.1～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.10.1～H25.3.15
会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.11.27～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.11.27～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.11.27～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.11.27～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.11.27～H25.3.15
会社名 [REDACTED] 会員 [REDACTED] 幹事 [REDACTED]	会社名 [REDACTED] 工事 H25.1.8～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H25.1.8～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H25.1.8～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H25.1.8～H25.3.15
会社名 [REDACTED] 会員 [REDACTED] 幹事 [REDACTED]	会社名 [REDACTED] 工事 H24.8.14～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.8.14～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.8.14～H25.3.15	会社名 [REDACTED] 安全衛生監督者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 工事 H24.8.14～H25.3.15

4) 緊急時連絡表



5) 添付資料

5) -1 拠点（工事事務所）の説明写真



事務所入口(総合事務所共用)



総合事務所のチーム



緊急除染工事チーム

5) 添付資料

5) -2 (打合せ・周知) 朝礼・昼礼・夕礼の状況写真



朝礼状況



昼礼状況



夕礼状況

5) 添付資料

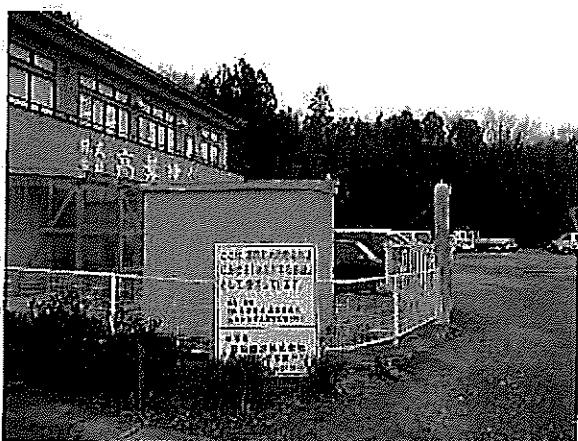
5) -3 第三者対応安全看板等の写真（その1）



5) 添付資料

5) -3 第三者対応安全看板等の写真（その2）

（休憩所及びスクリーニング場所）



5) 添付資料

5) -4 第三者対応のLED放射線測定表示器の設置状況の写真

